

| | |
|------------------|---|
| Title | 治安警察法第十七条適用の背景と底流： 『陸軍省密大日記』を手がかりに |
| Sub Title | A reflection on backgrounds and undercurrents of the application, in 1919, of the Police-Security Act (1900) |
| Author | 中村, 勝範(Nakamura, Katsunori) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1992 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.3 (1992. 3) ,p.1- 28 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920328-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

治安警察法第十七条適用の背景と底流

——『陸軍省 密大日記』を手がかりに——

中 村 勝 範

一、問題の所在

二、治安警察法第十七条適用基準への衝撃

——海軍省、司法省の積極的働きかけ——

三、衝撃の深化と内務省の反應

——内務省による擦り合わせと陸軍省への影響——

四、結 語

一、問題の所在

治安警察法第十七条第二項は、労働者の同盟罷業を禁止する法律として批判されていた。しかし、原内閣成立以後、折からの大衆運動の興隆の中で、同盟罷業が活発化し、その数は次第に激増し、新時代を色づけた。大正八（一九一九）年の同盟罷業の件数は大正期中最多であったが、一月から八月までの間に当該条項が適用されたことは稀有であ

った。それはあたかも在って無きがごとき観を呈していた。したがって評論家の中には当該条項は「抜かぬ太刀」もしくは「死んだ法」という者がいたが、政府はこれを絶対に適用しないと断言しなかった。絶対に発動しない法律であるならば廃止する。廃止せず存置するということは適用する場合もあるということである。政府は同盟罷業が頻発する中で、控え目ながらこれが適用される場合があることを述べていた。たとえば小橋一太内務次官は、労働組合も健全なるものであるならば、それが組織されることは寧ろ歓迎するとした上で、当局における治安警察法第十七条の条文解釈は時勢に伴うべきもので、労働者が自己の利益のために集合し、または同志と糾合する行為は当該条項に該当せずと解釈しているが、「関係者以外の者が煽動又は誘惑せる場合のみ第十七条を以て処断せんとす」として⁽¹⁾いた。同次官はつづけて、現内閣は進歩的であり、同盟罷業に対しても、その主張が適当かつ手段穩当である限り屈服する意志はない、と原内閣の進歩性を自画自賛していた。小橋内務次官は穩当適当な同盟罷業である限り、原内閣はこれを「庄服せしむるが如き意志なし」とその進歩性を宣伝しつつ、衣の下から但し同盟罷業は無条件で容認するものではない、という鎧をちらつかせていた。

小橋内務次官の発言内容と同じものであるが、時期的には三週間余り後に、内務省の治安警察法第十七条に関する見解が報道されていた。

「政府は二工場に於て労働組合を組織する為其工場が友僚を従源糾合し、又は同盟罷工を発起するが如き場合には之に対して第十七条の『誘惑煽動』云々の条文を適用せざる方針なるも工場外の者が同様の行為を為す場合には誘惑煽動の各項に当嵌めて処分すべし即ち其意は一工場内の問題は其工場所屬の職工をして勝手に解決せしむべきもので、知識階級其他第三者の之に容喙し干渉することを嚴禁して居るのである」⁽²⁾

外部からの同盟罷業への誘惑煽動は治安警察法第十七条により「嚴禁」するということは、工場内における労働者

同士が同盟罷業を発起しても当該条項を適用しないということを強調する中でも従来常に附加されていた。したがって、外部からの誘惑煽動による同盟罷業ということをもって、当該条項が適用されたことは稀れにあった。しかしながら当該条項が適用されなかった圧倒的多数の同盟罷業には実際に外からの誘惑煽動がなかったのか、あるいは外からの誘惑煽動がある場合も治安当局が意識的に見逃していたのであるかその点は不明である。なにはともあれ同盟罷業が拡大の一途をたどるのは当該条項の適用が稀れであったところに最大の理由があった。そのことにより、労働者の中には仮りに外から同盟罷業のための煽動誘惑をする者が無かったとしても、一工場内において友僚を怨瀆糾合することにより同盟罷業に突入するという件数は激増し、治安警察法第17条は無きに等しい状態にあった。その中であって堀江帰一は、内務官僚は当該条項を適用しないことを以て功名のごとく吹聴しているが、将来に渡り、同一の態度を持するを得るか否か疑わしい、と指摘していた。⁽³⁾はたせるかな、大正八年八月の東京砲兵工廠の同盟罷業の結果、抜かぬ太刀が抜かれ、多数の労働運動指導者が当該条項の適用を受けた。⁽⁴⁾同盟罷業に対する政府の方針が一変したのである。

多数の労働者が治安警察法第17条の適用を受けた時、問題になったのは、政府の同盟罷業に対する取締り方針の一変という点だけではなかった。田中義一陸相は、労働者が同盟罷業を打ち切る際、その潔い態度に感じ、陸相もまた「誠意」を示すとし、一言にしていえば労働者を処罰しないかのごとき発言をした。陸軍省官房もまた同様な言明をした。労働者も陸相も、互いにその赤心を相手の腹中に置いて和解したかのごとく見える。同盟罷業が始まった当初から、その指導者を検挙すべしと積極的取締論者であった石光真臣憲兵司令官も、陸相と労働者側との妥協が成立した時、今回は手をつけないが次には容赦なく検挙する、と語っていた。ここにおいても寛容がみられたかのごとく思われた。しかるに憲兵隊及び検察庁は、労働者と陸相の和解の直後から労働運動の指導者を収監し始め、その収監は半月に渡り継続された。陸軍省の「誠意」は反古にされ、労働者は裏切られた。

東京砲兵工廠の同盟罷業の経過と、これにたいする官憲の取締の実態については既に概略論したが、なおここで一、二補稿したい。まず第一点は、東京砲兵工廠同盟罷業に先立ち、同廠会計課計算係事務員による増給請願があったことを挙げておきたい。大正八年七月四日、上記事務員二十四名は新入社員の新任給与の昇額に比例した既任者の増給請願を宮田太郎東京砲兵工廠提理に差出し、もし却下された場合は労働者二万五千人の給料計算の際同盟罷業をなすと決議した⁽⁵⁾。結果は不明である。第二点として、七月二十九日の同工廠労働者の賃上要求も想起しておきたい。労働者が賃金と勤務時間外労働手当の増額を求め、失敗したが、これが小石川労働会結成へ連結することは既に論じたが、第三点との関係において想起しておきたいのである。第三点として陸軍省の罷業対策の決定について確認しておきたい。この決定は七月の何日であったかは不明である。前述第一の計算事務員の増給請願以後である可能性は高いが、第二の労働者の賃上要求以前に罷業対策が決定されたと思われる。全国に渡る労働争議の多発にたいし、陸軍省の労働者が同盟罷業に感染するのを防退する方法を左のように定めたという⁽⁷⁾。

一、不当の要求は一切取上げざる事。

二、党与を糾合し不穩当の行為に出でんとする者は総て懲戒的に免職する事。

三、万一同盟罷業を企む場合は関係者全部を断然解雇し假令一時作業の停止を見るも⁽⁶⁾、⁽⁷⁾辭せざる事。

この対策において陸軍省は、不穩当な行為をなす者は懲戒免職にするとか、同盟罷業を企図する場合関係者を解雇するとはしたが、後日の陸軍省通牒のように治安警察法第十七条を適用するとはしていない。死んだ法律とまでいわれていた治安警察法第十七条まであと一步というところまで接近しながら敢えて当該条項をここに挙げていない。しかしながら陸軍省の罷業対策は当該条項の復活と内容的に同一である。本稿は東京砲兵工廠同盟罷業の中において治安警察法第十七条が完全に生き返る過程を考察しようとするものである。その手懸りとして『陸軍省 密大日記』⁽⁸⁾（大正八年へ四冊ノ内一）を使用する。なお本資料は陸軍省に關係する通達、通牒の類を發行もしくは受理順に整理し

たものではなく、順不同に綴じられている。

- (1) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑大正9年版』（法政大学出版局 一九六七年九月一〇日）八四八頁。同年鑑によると、小橋内務次官の意見は、『大阪毎日新聞』大正八年六月十五日に掲載されているという。
- (2) 右同書四六二頁。『報知新聞』大正八年七月八日に内務省の意向として掲載されているという。
- (3) 堀江掃一『失業対策 下』（『東京日日新聞』大正八年六月十日）。
- (4) 拙稿『東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第十七条』（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第六十五卷第一号 一九九二年一月）。
- (5) 前掲『日本労働年鑑 大正9年版』五一八頁。
- (6) 前掲拙稿『東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第十七条』。
- (7) 前掲『日本労働年鑑 大正9年版』九三七頁。
- (8) 『陸軍省 密大日記』（大正八年四冊ノ内一）は、防衛研究所図書館に所蔵されている。

二、治安警察法第十七条適用基準への衝撃

——海軍省、司法省の積極的働きかけ——

政府が同盟罷業にたいし、「微温的取締」を抛棄し、治安警察法第十七条に該当する者は仮借なく検挙する方針に政策を一変したことを新聞が報じたのは大正八年九月七日である。全文を左に掲げる。

「政府に於ては工場労働者の同盟罷業頻発せるに對し之が取締並に解決方法に就き調査中なりしが砲兵工廠其他の工場に於ける同盟罷業の内にて極めて穩当なる方法を以て労銀の値上を要求し労資の協調を保ち円満に解決を告げたるものは別として職工長、組長若しくは有志家として治安警察法第十七条の規定に該当する。

- 一、労務の条件又は報酬に関し協同行動を為すべき団結に加入せしめ又は其加入を妨ぐる事
- 二、同盟解雇若しくは同盟罷業を遂行するが為使用者をして労務者を解雇せしめ若しくは労務に従事する申込を拒絶せしめ又

は労務者をして労務を停廃せしめ若しくは労務者として雇傭するの申込を拒絶せしむ事
 三、労務の条件又は報酬に関し相手方の承諾を強る事

等に関し他人を誘惑若しくは煽動したる者に対しては従来成る可く検査をなさず不起訴処分とする方針なりしも最近の罷業中頗る悪質のものある事実を発見したる結果此儘に放任せんか安寧秩序を保持する事能はざるのみならず軍需品の製造を初め公益に關する従業員の間盟罷業頻発するは國家の自由敷問題にして又民間製造工業に於ても生産能率を激減し業務を頽廢せしむるは國家の大損失なりとの見地より今後微温的取締方針が一変し治安警察法第十七条に該當する者は仮借なく検査する方針を執り厳罰に所する事に決定したりと斯て司法当局に於ては夫々地方裁判所の検事に對し内調を發し各工場の実況を檢察せしめ不穩の形勢ある工場に對しては犯罪を未然に防止する為資本家労働者双方に對し隔意なき協意を遂げしむる事とし資本家側に對しては別して横暴なる態度を執らざる様注意することせりと^{（一）}

この同盟罷業に對する政府の新方針と従来の政府の方針とを比較すると、従来の方針に於て新方針の中に無いものがある。それは「一工場に於て労働組合を組織する為其工場が友僚を懲濶糾合し、又は同盟罷工を發起するが如き場合には之に對して第十七条の『誘惑煽動』云々の条文を適用せざる方針なるも工場外の者が同様の行為を為す場合には誘惑煽動の各項に當嵌めて処分すべし」という箇所である。すなわち一工場内における労働者間の誘惑煽動には治安警察法第十七条を適用しないが、工場外からの誘惑煽動にはこれを適用するとしていたものが、ここに至り、内と外との区別が全く無くなったのである。したがって、従来の慣習から一工場内の懲濶糾合であり、同盟罷業の發起であるから治安警察法第十七条の適用が無いと信じて運動をしていた労働者がここで突然政府の當該条項の適用基準の変更により、取締りを受けることになる。しかも、この政府の新方針は東京砲兵工廠の同盟罷業が大正八年八月三十日に終結した後に新聞を通じて世に明らかになったが、すでにそれより一週間以上前からこの新方針により東京砲兵工廠の同盟罷業を指導した者が収監され始め、なお収監は続いている中での公表であった。労働者は政府の闇討ちに會つたことになる。

政府は労働者を騙し討ち、闇討ちにしたが、元はといえば実は騙し討ちでも闇討ちでもなかった。治安警察法第七條の原文には内からの誘惑煽動と外からのそれとを區別し、前者には当該條項を適用しないが、後者には適用するという条文はなかった。同盟罷業を目的とする誘惑煽動にはこれを適用するとあるだけであった。したがって新方針において「……方針が一変し治安警察法第十七條に該当する者は仮借なく檢挙する云々」というのは、当該條項本来の法の目的にもどつたことになる。工場内部における労働者同志の集合、糾合は当該條項に該当せずというのは内務官僚がそう発言した時点における官僚の「解釈」であるが、実はそのように解釈できる根拠は治安警察法第十七條の原文には存在しないのであるから同一の解釈が将来に渡り持し得られるか否か保証の限りでないことは堀江婦一の指摘したところでもあった。内務官僚の解釈は結局、内務官僚のその時の寛恕であつたから、寛恕する側の變心により何時でも治安警察法第十七條本来の目的に軌道復元される。重ねていえば、東京砲兵工廠の同盟罷業は治安警察法第十七條本来の目的、すなわち「他人を誘惑若しくは煽動したる者」に対しては、「仮借なく檢挙する方針を執行蔽罰に所する事」に復歸することになつた。

政府が同盟罷業に対し蔽しく取締る方針に一変したという新聞記事が公にされたのは大正八年九月七日であつたが、取締り方針の轉換は徐々に世人の目に触れない深部において進行していた。『陸軍省 密大日記』に綴じられている文書で見ると微温的取締にたいする最初の衝撃は、海軍次官枋内曾次郎が内務次官小橋一太に同盟罷業取締りに関し照会した大正八年八月十六日の文書に見られる。東京砲兵工廠の労働組合である小石川労働會が結成されたのは八月三日であるが、八月十六日にはまだこの労働組による同盟罷業は始まっていない。また海軍工廠においても同盟罷業は起きていない。したがって、枋内海軍次官の次の文書は大正八年夏、各地において一段と激しさを増した労働者の同盟罷業一般にたいする警戒心の表われであつたと思われる。

大正八年八月十六日

海軍次官栃内曾次郎

内務次官小橋一太殿

同盟罷業取締ニ関スル件

目下ノ状況ニ鑑ミ各鎮守府司令長官並各要港部司令官宛別紙ノ通通牒致度候条異存無之候ハ、貴省関係ノ向ヘ可然御取扱置相成度

右照会ス

現時ノ状況ニ鑑ミ治安警察法第十七条ノ応用ニ関スル一般方針ニ付左記ノ通り関係各省ニ協議致置候条右ニ依リ処理相成度但シ個々ノ場合ニ於ケル事ノ急速ヲ要スル場合ヲ除クノ外検査著手前一応指揮ヲ請ヘレ度

右依命申進ス

左記

- 一、海軍職工以外ノ者海軍職工ノ同盟罷業ヲ誘惑煽動シテ罷業ヲ為シタルトキハ司法処分ニ付スル為検査ス 其ノ同盟罷業ヲ為スニ至ラサル場合ト雖事情ニ因リ検査スルコトアルヘシ
- 二、同盟罷業ヲ遂行スル為他人ニ対シ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀シタル者ハ之ヲ検査ス
- 三、同盟罷業ヲ為シタル職工中ノ誘惑煽動者ハ公然ナル方法ニテ誘惑煽動ヲ為シタルトキ若ハ同盟罷業カ公安ヲ害スルニ至リタルトキニ限り之ヲ検査ス

右の文書により明らかなことは、海軍省より各鎮守府司令官並に各要港司令官に通牒された同盟罷業取締に関する通牒は、当時の政府、内務省が同伴にたいする取締方針よりも適用範囲を拡大していたということである。政府、内務省は一工場内において労働者が懲漚糾合し、同盟罷業を發起するがごとき場合には治安警察法第十七条の誘惑煽動の条文を適用しないが、工場外の者が同様の行為をなす場合には誘惑煽動に当嵌めて処分するとしていた。しかるに海軍省のこの指示では次のように拡大し適用された。

一、海軍省通牒における海軍職工以外の者が海軍職工の同盟罷業を誘惑煽動して罷業をなしたる時は検挙すという点は、内務省の従来の方針の範囲内である。しかし内務省の方針には外部から誘惑煽動しても同盟罷業に至らざる場合は誘惑煽動者を検挙するか否かに関し、明確な文言がなかった。しかるに海軍省通牒においては、罷業に至らざる場合も事情によっては検挙することあるべしということを明言した。「事情ニ因リ」、という条件がつくにしても、罷業に至らざる場合も検挙の対象となるに至り、適用範囲は拡大した。

二、海軍省通牒には同盟罷業において誘惑煽動が公然たる方法によりおこなわれた時、誘惑煽動者を検挙するとある。本来、政府、内務省は工場内の労働者が同盟罷業を発起した場合には誘惑煽動云々の条文そのものを適用しないというのであった。これは工場内の労働者による同盟罷業には誘惑煽動があるが、あるいはその誘惑煽動が公然たるものであれ、あるいはまた非公然たるものであれ、工場内の誘惑煽動には検挙はしないということであった。しかるに海軍省の通牒は、工場内の同盟罷業でも公然たる誘惑煽動にたいしてはこれを検挙すると解釈され得るようになる。さらにこの点に關しては後述する司法省の通牒では誘惑煽動したる者が「内部ノ者ナルトキト雖モ」その方法が公然なる時には検挙するというようにいっそう明確に規定された。海軍省の通牒も司法省の通牒と同一の意味に解釈していいだろう。政府、内務省の取締方針の拡大である。

三、また海軍省通牒は同盟罷業が公益を害する時は検挙するという。この文言もまた従来、政府、内務省の取締方針の中には存在しなかった。そもそも公益を害するという文言は曖昧であつて解釈次第で同盟罷業をほとんど全面的に取締の対象に拡大することが可能である。なぜならば、同盟罷業は生産を阻害し、工場内の秩序を乱すものである。それが経済的社会的に及ぼす影響力は一工場一企業内に必ずしもとどまるものではないから、公益を害すること無しとしないからである。

海軍省通牒は以上述べてきたごとく治安警察法第十七条の適用に関し、政府、内務省が当該条項を適用する範囲を越えて積極的に適用しようとしていたが、司法省もまた海軍省と同様に当該条項を広範囲に、かつ積極的に適用しようとしていた。海軍次官が内務次官に同盟罷業取締に関する件につき照会した日から三日後に、司法省刑事局長が内務省警保局長に治安警察法第十七条の犯罪処分に関する件につき照会をした。『陸軍省 密大日記』の中に次のような文書が綴じられている。

司法省刑事局秘第四七号⁽³⁾

大正八年八月十九日

司法省刑事局長法学博士 豊島直通

内務省警保局長川村竹治殿

治安警察法第十七条ノ犯罪処分ニ関スル件

右ニ付別紙ノ通各検事正ニ致通牒候条地方長官ニモ此旨御示達相成候様致度此段及照会候也
追テ本文御示達相成候ハ、何分ノ御通報相煩度候也

司法省
刑事局 秘第四七号⁽⁴⁾

大正八年八月十九日

司法省刑事局長法学博士 豊島直通

検事正

御中

治安警察法第十七条ノ犯罪処分ニ関スル件

近時同盟罷業各地ニ頻発シ其影響看過スヘカラサルモノ有之候ニ付テハ是ニ関スル犯罪処分方左記方針ニ依リ相取扱相成度尚急速ヲ要スル場合ノ外各事犯ニ付処分前当省ニ稟議相成候様致度依命此段及通牒候也

- 一 治安警察法第十七条第一項各号及第二項ノ目的ヲ以テ他人ニ対シ暴行脅迫シ又ハ公然誹毀シタル者ハ之ヲ検挙スルコト
- 二 同条第一項第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動シタル場合ニ於テ其ノ誘惑者若ハ煽動シタル者カ当該工場外ノ者ナルトキハ之ヲ検挙スルコト

- 三 前項ノ誘惑若ハ煽動シタル者カ内部ノ者ナルトキト雖モ其誘惑煽動ノ方法カ公然ナルトキ若ハ同盟罷業カ公安ヲ害スルニ至リタルトキハ之ヲ検挙スルコト

- 四 右第一項及第二項ノ場合ニ於テハ未タ同盟罷業等ヲ為スニ至ラサルトキト雖モ之ヲ検挙スルコト

同盟罷業にたいする政府、内務省の取締方針は、先述したごとく、一工場内における誘惑煽動者による同盟罷業に治安警察法第十七条は適用しないとされていたが、外部からの誘惑煽動は取締ると説明していた。しかるに海軍省そして司法省の両通牒は、次の二点において共通し、しかも両省の同盟罷業取締範囲は、政府、内務省の取締範囲を越えていた。

- 一、工場外から同盟罷業のための誘惑煽動があった場合には、同盟罷業に至らなくとも海軍省は「事情ニ因リ」検挙する場合があるとし、司法省は「検挙スル」と断言した。

- 二、工場内における誘惑煽動でも公然たる方法によるものや、同盟罷業が公益を害するものは検挙する。

政府、内務省は同盟罷業取締に消極的であり、それゆえに治安警察法第十七条を「抜かぬ太刀」にして置こうとし

ているところがあったが、海軍省、司法省は当該条項を積極的に適用しようという気配を示した。もっとも陸軍省は治安警察法第十七条の適用こそ口にしなが、同省に關係する「不穩当の行為」及び「同盟罷業」には断然処罰することを決定していたことは既述の通りである。省内における不穩当な行為、同盟罷業にたいする処罰方針の決定は陸軍省より海軍省の方が早かったが、治安警察法第十七条の適用へのアクションは海軍省に始まり、ついで司法省が動き、兩省は共に事柄の性質上、内務省にたいし内務省關係へ然るべく取り計られたしと提言した。つまり治安警察法第十七条の適用に關しては海軍省、ついで司法省が積極的であり、内務省は受動的であった。

(1) 「第十七条適用／微温的取締拋棄」(『東京日日新聞』大正八年九月七日)。

(2) 海軍次官より内務次官へ宛てた「同盟罷業取締ニ關スル件」の文書は二通ある。一通は本稿本文中に掲載したものであり、「内務省」の印刷が入り、縦の行線が引かれた用紙に、毛筆でやくずし字で書かれたものであり、一枚目右側上段欄外に「写」の印が押してある。海軍省より内務省へ通報されたものが、内務省にて写されたものと思われる。他の一通は「陸軍」の印刷が入り、縦の行線が引かれた用紙に毛筆楷書で書かれたものである。海軍省か内務省より陸軍省へ通報されてきたものを陸軍省で写したものと思われる。但し、「陸軍」の用紙に書かれた文書の冒頭は次のように省略されている。

海軍次官ヨリ内務次官宛

同盟罷業取締ニ關スル件

以下は本稿本文に掲載した内務省用紙に書かれた「官房機密第一一一一号」と字体が異なるだけで内容は全く同一である。なお後述する、小橋内務次官より山梨陸軍次官へ通報された「内務省秘第二二五六号」の中に鉄筆騰写版印の「海軍次官ヨリ内務次官宛」／同盟罷業取締ニ關スル件」が含まれており、むしろその内容は本稿本文中の「官房機密第一一一一号」と同一である。(3) (4) いずれも「内務省」という印刷が入り、縦の行線の入った用紙にやくずし字で書かれ、「司法省刑事局秘第四七号」の上段欄外には「写」の印が押してある。いずれも司法省より内務省へ通報された文書を内務省において写したものと思われる。

三、衝撃の深化と内務省の反應

——内務省による擦り合わせと陸軍省への影響——

治安警察法第十七条適用に関する従来の方針に再検討を加える必要性を感じさせるほどのインパクトをもつ照会を海軍省及び司法省から受けた内務省は、八月二十五日、当該条項適用に関する件につき陸軍省に通報するが、これは内務省側から陸軍省へ通報したものである。すなわち陸軍省からの問合わせにたいし、内務省が反応したものととは文章上思われないということである。次のような文書である。これは草書体で書かれている。

内務省秘第二一五六号⁽¹⁾

大正八年八月二十五日

小橋内務次官

山梨陸軍次官殿

治安警察法第十七条適用ニ関スル件

治安警察法第十七条煽動誘惑ニ関スル規定ノ適用ニ関シ別紙ノ通各地方長官ニ通牒致候条右ニ御了知相成度及通報候也

右文書中の「別紙ノ通各地方長官ニ通牒致置候条云々」の文言から、この文書には内務省より各地方長官宛の通牒が添えられていなくてはならない。『陸軍省 密大日記』中に前掲内務次官より陸軍次官への通報の原文と全く同一の筆跡による草書体の左の文書がある。

内務省秘第二一五六号⁽²⁾

大正八年八月二十五日

小橋内務次官

治安警察法第十七条ノ適用ニ関スル依命通牒

治安警察法第十七条誘惑煽動ニ関スル規定ノ適用ニ付テハ過般警察部長事務打合せノ際内務大臣ヨリ訓示ノ次第有之同盟罷業カ一工場内ニ於ケル自発的ノモノナル場合ト部外者ノ煽動誘惑ニ基ク場合トヲ區別シ前者ニ付テハ其取扱上慎重ノ考慮ヲ払ヒ後者ニ付テハ充分之ヲ取締ルヲ可トスル旨御了知ノコトト存候モ近時同盟罷業ノ頻発ニ際シ司法省、海軍省等ニ於テモ別紙ノ如ク右ト同様ナル方針ノ下ニ所屬官憲ニ通達有之候ニ付若シ治安警察法第十七条ヲ適用スヘキ事実發生シタル場合ハ夫々關係官庁ト協議ヲ遂ケ可然御措置相成度候也

右文書が内務次官より各地方長官宛の通牒である。⁽³⁾ この通牒に司法省より内務省への照会文並びに海軍省より内務省への照会文が添附され、海軍次官へ送附されたものと思われる。関係文書は「陸軍省 密大日記」に右文書にひきつづき綴じられている次の二文書であると思われる。

司法省 秘第四七号⁽⁴⁾
 検事局

大正八年八月十九日

内務省刑事局長

内務省警保局長宛

治安警察法第十七条ノ犯罪処分ニ関スル件

右ニ付別紙ノ通各検事正ニ致通牒候条地方長官ニモ此旨御示達相成候様致度此段及照会候也(追テ本文御示達相成候ハハ何分ノ御通報相煩度候也)

(別紙写)

治安警察法第十七条ノ犯罪処分ニ関スル件⁽⁵⁾

近時同盟罷業等各地ニ頻発シ其影響看過スヘカラサルモノ有之候ニ付テハ是ニ関スル犯罪処分左記方針ニ依リ取扱相成度尚急速

ヲ要スル場合ノ外各事犯ニ付処分前當省ニ稟議相成候様致度依命此段及通牒候也

一、治安警察法第十七条第一項各号及第二項ノ目的ヲ以テ他人ニ對シ暴行、脅迫シ又ハ公然誹毀シタル者ハ之ヲ檢挙スルコト

二、同条第一項第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動シタル場合ニ於テ其ノ誘惑若ハ煽動シタル者カ當該工場外ノ者ナルトキハ之ヲ檢挙スルコト

三、前項ノ誘惑若ハ煽動シタル者カ内部ノ者ナルトキト雖其ノ誘惑煽動ノ方法カ公然ナルトキ若ハ同盟罷業カ公安ヲ害スルニ至リタルトキハ之ヲ檢挙スルコト

四、右第一項及第二項ノ場合ニ於テハ未タ同盟罷業等ヲ為スニ至ラサルトキト雖之ヲ檢挙スルコト

海軍次官ヨリ内務次官宛⁽⁶⁾

同盟罷業取締ニ関スル件

目下ノ狀況ニ鑑ミ各鎮守府司令長官並各要港部司令官宛別紙ノ通牒致度候条異存無之候ハハ貴省關係ノ向ヘ可然御取計置相成度

右照会ス

(別紙写)

現時ノ狀況ニ鑑ミ治安警察法第十七条ノ應用ニ関スル一般方針ニ付左記ノ通關係各省ト協議致置候条右ニ依リ処理相成度但シ個々ノ場合ニ於テ事ノ急速ヲ要スル場合ヲ除クノ外檢挙著手前一応指揮ヲ請ハレ度 右依命申進ス

左記

一、海軍職工以外ノ者、海軍職工ノ同盟罷業ノ誘惑煽動シテ罷業ヲ為シタルトキハ司法処分ニ付スル為檢挙ス其ノ同盟罷業ヲ為スニ至ラサル場合ト雖事情ニ因リ檢挙スルコトアルヘシ

二、同盟罷業ヲ遂行スル為他人ニ對シ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀シタル者ハ之ヲ檢挙ス

三、同盟罷業ヲ為シタル職工中ノ誘惑煽動者ハ公然ナル方法ニテ誘惑煽動ヲ為シタルトキ若ハ同盟罷業カ公安ヲ害スルニ至リタルトキニ限り之ヲ檢挙ス

以上、本節では(1)内務次官より陸軍次官への通報、(2)内務次官より各地方長官への通牒、(3)刑事局長より警保局長への照会、(4)海軍次官より内務次官への照会等から成る内務次官より陸軍次官へ通報された「内務省秘第二一五六号」の構成のありようを検討してきた。それは大正八年八月二十五日に内務省より陸軍省へ通報されたものであった。以上の文書より明瞭になる点は以下の通りである。

一、頒発する同盟罷業に刺戟を受けた海軍省、ついで司法省がこれに対する取締乃至は治安警察法第十七条犯罪処分に關する件につき改めて考慮し直すこととなり、両省共取締方針を固め、関係筋へ通牒すると共に、内務省にもまた両省が各各新方針により取締ることを通報した。

二、海軍省、司法省における同盟罷業に対する取締乃至は治安警察法第十七条犯罪処分に關する新方針の通報を受けた内務省は各地方長官にたいし治安警察法第十七条の適用に關する通牒を發した。それは海軍省、司法省より通報を受けた九日または六日後の八月二十五日においてである。この八月二十五日といえば東京砲兵工廠の小石川労働会が同盟罷業に突入し四日目であり、二十三日は六千名、二十四日は七千名にのぼる労働者の同盟罷業があったと新聞で報道された後であるが、それでもなお内務省の治安警察法第十七条の適用に關しては同盟罷業を一工場内から自発的に起きたものと部外者の煽動誘惑に基く場合とを区別するという従来通りの方針であるとした。つまり内務省の治安警察法第十七条適用方針は、従来通りであつて変化はないということである。

三、内務省はまた同省が治安警察法第十七条適用に關し、同省がとつてきた従来の方針と、海軍省、司法省が今回照会してきた当該法規による同盟罷業取締方針との間には差がないとした。しかしながら、本稿において検討されているように内務省の従来の方針と海軍省、司法省の今回の取締方針との間には相当の差があり、後者である二者の取締方針は前者の方針と比較すると過剰であり厳酷である。しかるに内務省は両者の間には差は全くないという。これが牽強付会でなければ、内務省の従来の方針の海軍省、司法省の取締方針への擦り寄り、即ち従来の方針の変化へ

の予兆なのかもしれない。川村竹治警保局長はそれより四日後の八月二十九日に、治安警察法第十七条は屢しば「明言したる如く」同盟罷業を誘惑煽動した者を罰する規定である、もし同盟罷業を誘惑煽動する者があった場合、政府は「同条の明文に依り司法権の発動を喚起するに躊躇」しない、今次砲兵工廠の同盟罷業については第三者にして煽動誘惑をしたと思われる者がいるが、事実が明かになった時は政府当局として断乎たる処置に出る方針である、と川村が警保局長に就任以来いまだかつて明言したことはないことを語った。川村警保局長の明言より一日早く、岡警視総監は小石川労働会の芳川哲会長以下六幹部を警視庁に招致し、静穏にしない場合には「国法で処分される」と「処罰上の警告」を発してはいた。⁽⁸⁾ いずれにしても内務省の治安警察法第十七条適用方針は、内務省が陸軍省に当該条項適用に関する件につき「内務省秘第二一五六号」を通報後変化した。

四、内務省は陸軍省にたいし、海軍省、司法省の治安警察法第十七条適用に関する方針を通報した。このことは内務省を軸に、海軍省、司法省、陸軍省の四省が治安警察法第十七条適用に関する各省の方針を確認し合い、その結果、各省の間にあった方針の差を擦り合わせるようになったということである。先述の如く内務省は海軍省、司法省の方針に擦り合わせたし、陸軍省は内務省より「内務省秘第二一五六号」を受理した八月二十五日より三日後の八月二十八日に東京砲兵工廠の苛烈を極むる同盟罷業にたいし「治安警察法第十七条を適用し仮借無く検挙する方針」を打ち出したと新聞は伝えた。⁽⁹⁾ 擦り合わせの結果、当該条項は「死んだ法」から跋扈な法へ変化する。

なお、ここに次のような内務次官よりの通報がある。

内務次官

司法、海軍、陸軍各次官、憲兵司令官宛

治安警察法第十七條適用ニ関スル件

治安警察法第十七條煽動誘惑ニ関スル規定ノ通用ニ関シ別紙ノ通各地方長官ニ通牒致置候条右御了知相成度及通報候也

この通報には通報年月日も通報番号も、いずれも記入されていない。次にこの通報の書体は、内務次官より陸軍次官への通牒「C」⁽²⁾と同一である。通牒「C」は通牒「A」⁽²⁾及び通牒「B」⁽²⁾と實質的に同一であり、通牒「A」及び通牒「B」は八月二十五日に施行されたものであったこと及びその他の理由から、右通報もまた八月二十五日に施行されたものであらうと推測される。治安警察法第十七條適用に關する海軍、司法、内務、陸軍省及び憲兵司法官の間の擦り合わせは念入りにおこなわれた。

この擦り合わせのためのアクションは既述のごとく海軍省からの書により発起されたが、原内閣の八月二十九日(大正八年)の閣議においても加藤友三郎海相が同一問題につき口火を切つて発言した。海相は、同盟罷業の頻発に「各省区々になりては妙ならざる事に付原則を定め次官會議にて緩急実施の方法を協議する事然るべしと提議し其事に決定」⁽¹⁾した。こうした擦り合わせの効果もあつたことであらうか、東京砲兵工廠における同盟罷業にたいし憲兵隊、軍隊を派遣しながら取締方針を明確にしていなかつた陸軍省が管下の指導部にたいし、「内務省秘第二一五六号」を示し、恰も治安警察法違反者の検査告発を奨めるかの如き内牒を施行した。左にその全文を掲げる。

陸軍次官ヨリ各師団參謀長、第三、第五、第十四、第十六師団各留守隊司令官、朝鮮軍、台湾軍、関東軍、各參謀長、東京大阪砲兵工廠提理、兵器本廠長、被服本廠長、千住製絨所長、糧秣本廠長、衛生材料廠長、運輸部本部長、憲兵司令官へ内牒案(憲兵司令官へハ追書ヲ省ク)

別紙ハ治安警察法違反者タル常人ニ対スル検査ノ方針ヲ示シタルモノナルカ故ニ之ヲ以テ直ニ陸軍々人軍属ノ同法違反者タル者

ヲ検査スルノ標準ト為シ難キハ無論ノ儀ニ候ヘ共極メテ稀有ノ事実トシテ予想シ得ベキヤ陸軍軍人軍属ト共犯ニ係ル常人ノ治安警察法違反者タル者ニ対シ検査処分ヲ為ス場合ニ於テハ陸軍ニ於テ亦此標準ニ従フヘキ儀ト承知相成度尙常人ニ対スル検査ノ方針前文ノ如クナルカ故ニ同法違反者タル常人ニ対シ陸軍官衙告発ヲ為サントスル場合ニ於テハ個々ノ事件ヲ先ツ此方針ニ照シ之ニ合スルモノニ限り告発スル儀ト御承知相成度候也

追テ別紙内務省秘第二二五六号ハ憲兵司令官ヘモ同様通牒相成リタル儀ニ付御承知相成度申添候

月一日

本文書について気づいた諸点を挙げてみたい。第一点は、内牒案となっておりながら、文書の末尾に

二五〇号 九月一日 の版が押してある。陸軍省送達である以上、それは案ではない。通達されたものであろう。第二

に、この文書には通達の年月日が記入されていない。しかし、文中に内務省秘第二二五六号について触れており、通達日九月一日の版が押してあることから、本文書は八月二十五日から九月一日の間に起草され、通達は大正八年九月一日であろうと推察される。第三に、この通達は当時陸軍省が抱えていた東京砲兵工廠の同盟罷業には全くかわりのない同盟罷業一般と陸軍との関係について言及している型をとっている。第四に、陸軍の治安警察法違反者たる常人に対する取締方針は陸軍省として特別に附加しているところがないために、海軍省、司法省の取締方針より緩やかなものであるような印象を受ける。しかしながら冒頭の「別紙」「標準」「此方針」のいずれもが内務次官の治安警察法第十七条の解釈だけでなく、それに添附された海軍省、司法省の解釈も含む内務省秘第二二五六号全体を指すとすると、決して陸軍省の方針だけが甘いものではなかったことになる。陸軍省の取締方針は文書上で判断する限り、曖昧であった。

陸軍省の通達文が曖昧であったということは、陸軍が現実に曖昧であったということではない。小石川労働組合が

小石川砲兵工廠において同盟罷業に突入した八月二十二日には、同労組会長芳川哲以下二十二名を憲兵が連行していた。その日以後、工廠本廠は憲兵が警官と共に本廠正門及び五箇所の通用門を警護していたし、二十五日の労働者の工場外における大会には会場内に私服憲兵が私服警官と共に警戒に当たっていた。二十五日及び二十六日は板橋、王子支廠方面の労働者が電力装置、水力装置、変電所に危害もしくは爆破する計画があるという風説がたたり、憲兵隊は警官と共に嚴重に警戒に当たっていた。八月二十八日に、王子板橋支廠の労働者六千五百名が同盟罷業に突入すると陸軍省は一段と緊張し、その結果、山梨陸軍次官、筑紫（熊七）兵器局長、宮田工廠提理、那須憲兵隊長が相寄り協議した結果、工廠労働者の無届欠勤を不許可とする通告を職工各自に示すと共に、場合によっては治安警察法第十七条を適用し仮借なく検挙する方針を決めた模様である、と新聞は伝えていた。⁽¹⁴⁾この日、司法次官が原首相を訪問し、石光真臣憲兵司令官より東京砲兵工廠問題につき相談があった旨報告し、原首相の方針を伺ったが、原は岡警視総監を招き相談したところ、二十九日には何とか処置するが、それまで情況を見る筈だと返答していた。⁽¹⁵⁾前述のごとく二十八日には約六千五百名の罷業、そして翌二十九日には七千五百名の罷業が行われた火中において岡警視総監が二十九日までは情況を見ると原首相と相談したということは、岡には罷業をしている労働者中の罷業中止派から情報が届いていたのであろうか。翌二十九日には小石川労働会は二つに分裂し、新たに十条会を組織し、これが罷業中止を打ち出せば、小石川労働会もまた罷業の無条件中止を決定したのである。他方、石光憲兵司令官としては、二十九日には芳川小石川労働会会長以下労働会幹部約百名を検挙する予定であったが、警視庁の意見により三十日に延びたという。⁽¹⁶⁾憲兵隊としては事件勃発の当初から検挙する意嚮で警視庁とも交渉してきたが、警視庁はこれを好まず八月二十九日まで引張られてきたと、不満を隠さなかった。八月三十日、労働者側が文字通り軍門に屈伏し、前非を詫びるといふ結果が出た後に、憲兵隊は労働者を同盟罷業の煽動者乃至強要者という嫌疑の下に憲兵隊に引致したし、九月一日以降は東京憲兵隊は陸統として労働者を憲兵隊へ連行した。叙上の如く、陸軍省が治安警察法第十七条に關する犯罪な

るものについて「送達」を出したのは「九月一日」であるとしても、憲兵隊並びに陸軍はそれ以前に砲兵工廠の同盟罷業には関係していた。つまり中央からの指令よりも、現場の行動の方が先行していた。もっとも、東京砲兵工廠は陸軍直轄であるから、そこにおける同盟罷業は常人を取締る治安警察法第十七条とは全く次元を異にし、軍の規律を乱すものとして、憲兵隊が出勤、干渉するということになるのかもしれない。かかる解釈の上で、九月一日以降、常人を取締る治安警察法第十七条適用という送達となるということであろうか。いずれにしても陸軍次官の送達以前に、治安警察法第十七条の適用と等しいことが、憲兵隊により実行されつつあったということはいえる。

内務省は同盟罷業取締りに関しては、原内閣成立以来消極的であり、東京砲兵工廠の同盟罷業においても同様であった。しかし、以上述べてきた通り、同盟罷業が頻発する中において海軍、司法省の積極論の圧力も間接的にはあり、より直接的には東京砲兵工廠の同盟罷業が日を追って激化する中で、消極論が変化しだした。すなわち、八月二十八日、岡警視総監は過日、小石川労働会幹部と岡との間に、速かに罷業を止め就業するという約束があったが、労働者側はそれに違反して一層罷業を拡大していると非難し、静穏にしない場合には国法により処分されると労働者を論じた、と新聞は伝えていた。⁽¹⁸⁾ 岡はまた新聞記者に対し、労働会幹部が約束したことを反故にするのは外部に煽動者がいるためと思われるとした上で、彼等が騒擾を継続するならば法により取締るより外に途がない、と語ったともいう。⁽¹⁹⁾ この岡の労働者が静穏にしない場合には国法により処分するとか、騒動を継続するならば法により取締ると述べている点が重要である。なぜならば、まず第一に、これらの発言は、同盟罷業そのものを取締るといふことになるからである。これまでは一工場の外部から同盟罷業を煽動する者があれば、その煽動者を処罰するとはしていたが、煽動された者、あるいは一工場内において互いに協力合って同盟罷業をした者を処罰するとはしていなかった。しかるに、ここにおける岡の発言によれば同盟罷業をする者自身が罰せられることになる。すなわち、外部からの誘惑煽動に応じた者も、一工場内において自主的におこなわれた同盟罷業にも処罰の対象は拡大されそうである。治安警察

法第十七条の解釈が従来の解釈より拡大されそうである。第二には、岡警視總監はここに初めて同盟罷業を国法により「処分」するとか、法により「取締る」という言葉を使用した。従来、岡は床次内相の下僚として同盟罷業は世界の趨勢、日本においても避け得られないものであるという基本的な立場に立ち、「干渉しない方針」とか「結構」なものとする述べてきた。⁽²⁰⁾ 処分だの取締るだのという言葉は使用しなかったほどである。それが処分または取締ると変化した。岡も内務省も変化した。

八月二十九日、川村警保局長は砲兵工廠の同盟罷業では外部から煽動誘惑している者がいるが、その事実明白になる時は断乎たる処置に出る方針である、という談話を発表した。⁽²¹⁾ 川村警保局長もまた同盟罷業を断乎処置するという敵しい文言を用いたことは初めてである。翌三十日正午過ぎになると川村警保局長は、岡と労働者側代表との会見の結果、三十日には全員就業する予定であったが、整器部の労働者は全員罷工という状態に陥った、これは悪質な煽動者の暗躍によるものである、「依って此際治安警察法第十七条を適用して悪性の誘惑煽動者を検挙することは国家の事業を擁護する上に於て緊要」と語った。これを伝える新聞は「第十七条を適用」という見出しをつけた。その後、二時間も経たぬうちに警視庁係官は憲兵と共に砲兵工廠に出張し、同盟罷業煽動者乃至強要者と当局が考えた者を取調べた。⁽²³⁾ それ以後、警視庁は憲兵隊、司法省と協力し、労働運動の活動家を次つぎと収監した。原首相は罷業中脅迫又は傷害せし者に対する処分につき、憲兵司令官の要請を受けた司法次官の申出に対し、「可成暴行脅迫又は傷害せし不得已者のみの処分に止め反感を起して再び罷業するが如き事なき様考慮すべし」という指示をした。⁽²⁴⁾ しかし、原首相が処分により労働者に反感を起さしめぬようにせよという指示をあたえた翌九月七日、政府は治安警察法第十七条の適用範囲を拡大することになる次のような方針を発表したことは既に述べたところである。すなわち、最近頻発する同盟罷業は、①安寧秩序を妨害し、②軍事、公益上自由敷問題であるだけでなく、③民間企業の同盟罷業もまた国家に大損失を与える、よって徹底的取締方針を放棄し、仮借なく検挙し、厳罰に処する、というものであった。同

盟罷業は官民いずれの事業におけるものであれ、同盟罷業であるということをもって国家へ大損失を与え、安寧秩序を妨害するから敵に取締るとされた。加うるに、従来は工場の外部からの誘惑、煽動、脅迫により同盟罷業をそそのかす者は罰するが、内部において起きた同盟罷業は処罰しないとしてきたが、九月十日には司法省刑事局長は「今後は内外を問はず犯罪行為は凡て起訴⁽²⁵⁾と明言した。しかも、かかる新方針は「今後」起きる同盟罷業から適用されるのではなく、新方針が決まる前に発生した東京砲兵工廠の同盟罷業に遡り、「今後」適用されることになるのである。実はそれだけではない。東京砲兵工廠の同盟罷業にたいしては、この新方針が定まる以前に、既に従来の方針からは治安警察法第十七条の適用はあり得ない筈のケースにたいしても、新方針が適用されたと同様の処置がとられ、引致収監がおこなわれていたのであった。かくして、新方針が定まる以前以後を通じて、東京砲兵工廠の同盟罷業により合計二二名⁽²⁶⁾が収監された。

(1) 小橋内務次官より山梨陸軍次官宛の全く同文の文書が、『陸軍省 密大日記』中に二通ある。一通は草書体文書であり、他の一通は楷書体文書である。草書体文書は全くの白紙に書かれ、「小橋内務次官」の下には「内務次官之印」(二字づつ三行で正方形)の印が押され、文書の欄外上段には「大臣 閣、次官 閣、軍局長 閣、官野、軍課長 印、法局長 印、兵局長 印紫」等の印が押されている。多分、これが小橋内務次官から山梨陸軍次官へ通報されてきた原文であろう、楷書体文書は例の「陸軍」の用紙に書かれており、文書に印は皆無であるから、これは原文が陸軍において写されたものだと思う。

(2) 小橋内務次官発信の「治安警察法第十七条ノ適用ニ関スル依命通牒」が、『陸軍省 密大日記』中に三通綴じられている。一通は本文に掲げたもので草書体文書である。これは本文中で述べたごとく小橋内務次官より山梨陸軍次官宛の通報原文とした草書体文書と同一人の筆跡である。右の通牒をここで通牒「A」と呼ぶことにする。これには宛名がなく、従って庁府県長官宛のものであるかどうか即断し難い。他の二通はいずれも楷書体文書であるが、その中の一通は小橋内務次官より山梨陸軍次官への楷書体通報文書と同一の筆跡であり、「陸軍」の用紙が使用されている。これを通牒「B」と呼ぶことにする。残る一通は楷書体文書であるが、これは通牒「B」の筆跡とはまた別で「内務省」の用紙に毛筆で丁寧に書かれている。これを通牒「C」と呼ぶことにする。A、B、Cの通牒の内容は全く同一であるが、形式及び書式、使用文字において僅少の差がある。

まずA、Bの通牒には宛名がないが、通牒「C」には「庁府県長官宛」という宛名がある。これにより本文に挙げた文書が「各地方長官」への通牒であることが確定される。以下僅少の差というのは左の通りである。

| | | | |
|-------|-----------------|-----------------|----------------|
| | A | B | C |
| 通牒番号 | 内務省秘第二一五六号 | 内務省秘第二一五六号 | 無し |
| 発信年月日 | 大正八年八月二十五日 | 大正八年八月二十五日 | 無し |
| 宛名 | 無し | 無し | 庁府県長官宛 |
| 通牒名 | 適用ニ関スル件 依命通牒 | 適用ニ関スル件 依命通牒 | 適用ニ関スル 依命通牒 |
| | 適用ニ付テハ | 適用ニ付テハ | 適用ニ就テハ |
| | 部外者 | 部外者 | 局外者 |
| | 御了知ノコト | 御了知ノコト | 御了知ノコト |

なお通牒「C」には、右端上方欄外に(未施行案)と赤字(括弧も赤)で記入され、上方欄外に「秘」及び間の印とあるが、通牒「A」及び「B」にはこれの印等はない。また通牒「C」冒頭に「第四二二号其(一)号」と二重の印が押され、その上に不明瞭な一文字の印が押されている。「四二二」及び「一」は書き込みの黒い墨字であるが、印の枠組も第、号其、号はいずれも赤である。なおこの印は「第四二二号其(一)号」という印を押し、白い紙を原紙にはりつけたもので、その下に他所にある印からの判読であるが、陸軍省 受領 密受 号」という赤印が押されていたようである。

(3) 註(2)により「内務省秘第二一五六号」が、内務次官より各地方長官宛の通牒であることを確定した。

(4) その内容は前節で取り挙げた司法省刑事局長より内務省警保局長への司法省刑事局秘第四七号と同一である。

(5) その内容は前節で取り挙げた司法省刑事局長より検事正への司法省刑事局秘第四七号と同一である。

(6) その内容は前節で取り挙げた海軍次官より内務次官への照会文官房機密第一一一一号と同一である。

- (7) 「労働組合と罷工／煽動者処罰方針」(「川村警保局長」) (『時事新報』大正八年八月三十日)。
- (8) 「岡総監手を引く／更に幹部を招いて」遂に処罰上の警告」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十九日)。
- (9) 「陸軍当局の／高圧手段／例の十七条を／適用する方針」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十九日)。
- (10) 憲兵司令官へも通報されたことは陸軍次官より各師団参謀長ほか憲兵司令官まで陸軍省管下の指導部に「内務省秘第二一五六号」が通報されたことにより明らかである。
- (11) 原奎一郎編『原敬日記 5』(福村出版株式会社 一九八一年九月十日) 一三五頁。
- (12)(13) いずれも印であるが12の印のうち二五〇は書き込みである。九月一日の下に^{相沢}不明の印鑑が押してある。
- (14) 「陸軍当局の／高圧手段／例の十七条を／適用する方針」(『東京朝日新聞』大正八年八月二十九日) 及び前掲拙稿「東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第十七条」。
- (15) 前掲『原敬日記 5』一三五頁中の大正八年八月二十九日の日記。
- (16) 「憲兵隊と警視庁／意見の衝突／砲兵工廠罷業問題にて」憲兵司令官、昨日警視庁を／訪ひ本間主事と凝議す／労働会に検査の手」(『東京日日新聞』大正八年八月三十日) 及び前掲拙稿「東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第十七条」。
- (17) 「石光憲兵司令官／大決心を語る／警視庁は検査尚早の意見」(右同紙)。
- (18) 「岡総監手を引く／事態甚だ悪化して来た」／と委員と会見後の総監語る」(『時事新報』大正八年八月二十九日) 及び前掲拙稿「東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第十七条」。
- (19) 「岡総監／絶縁す／職工側誠意なし／この上は法の力」(『東京日日新聞』大正八年八月二十日)。
- (20) 拙稿「衝撃と反応——治安警察法第十七条をめぐる——」(『慶應義塾大学法学研究会編『教養論叢』第87号 一九九一年三月)。
- (21) 「労働組合と罷工／煽動者処罰方針」(「川村警保局長談」) (『時事新報』大正八年八月三十日)。
- (22) 「警保局長／は曰く／第十七条を適用」(『東京日日新聞』大正八年八月三十一日)。
- (23) 註(14)と同じ。
- (24) 前掲『原敬日記 5』一三八頁中の大正八年九月五日の日記。
- (25) 「十七条適用の実例／豊島司法省刑事局長の談」(『東京日日新聞』大正八年九月十日及び前掲拙稿「東京砲兵工廠の同盟罷業と治安警察法第十七条」)。
- (26) 右同拙稿。

四、結語

大正八年八月下旬頃まで、原内閣は頻発する同盟罷業にたいし、治安警察法第十七条を適用することは稀有であった。同盟罷業を外から誘惑、煽動、脅迫することにより発生させた場合のみ、誘惑、煽動、脅迫した者を罰するが、一工場内における自発的な同盟罷業は当該条項の対象にしないという理由により適用に踏み切ることが稀有であった。頻発した同盟罷業が事実一工場内から自発的に発生したものであり、外部からの働きかけが無かったかどうか不明であるが、治安警察法第十七条の適用が稀であったことは間違いない。しかるに東京砲兵工廠の同盟罷業にたいしては、この運動のリーダーにたいし憲兵隊と警察は同行要請、引致、収監をおこない、治安警察法第十七条の適用が復活した。死んだ法律とまでいわれていた治安警察法第十七条は次のような経過により復活したことを検証した。

第一段階として海軍省、ついで司法省が相次いで内部における誘惑煽動であってもそれが公然たる方法でおこなわれたり、同盟罷業が公安を害する時には取締の対象にするとした。海軍省は罷業に至らざる場合でも事情に因り検査の対象とするとした。いずれも内務省の治安警察法第十七条の適用範囲解釈を拡大するものであった。

第二段階では、内務省が中心になり、海軍、司法、内務、陸軍の各省間における治安警察法第十七条の適用の差を擦り合わせるようになった。この内務省による擦り合わせの結果が次に出る。

第三段階として、東京砲兵工廠の同盟罷業後は、誘惑煽動が公然たる方法、公安を害する時という枠も必要なくなくなり、同盟罷業はおしなべて起訴する、となった。抜かぬ太刀と称されもした当該条項が、同盟罷業に触れれば忽ちこれを斬る鋭利な刀として蘇生した。なおその上に、同盟罷業を行っても、ほとんど治安警察法第十七条の適用はないという状況下において行われた東京砲兵工廠の同盟罷業にたいし、同盟罷業はおしなべてこれを起訴するとする新方針が適用された。

以上がここまで検討してきたところである。その後、原内閣は第一回国際労働会議に出席した日本政府代表の鎌田栄吉にたいし、治安警察法第十七条は日本の特殊事情によりなおこれが存置を必要とするという理由により説明すべしと指示した⁽¹⁾。日本の特殊事情なるものの内容について具体的には明かでないが、その頃、某司法官談として新聞に紹介されたところは原の日本の特殊事情説を考える上に参考になるかもしれない。某司法官は、次のように日本の特殊事情を説明した。すなわち、治安警察法第十七条中、誘惑煽動することを得ずという規定は労働者の団結権を阻止し、労働者の利益の向上発展を無視するというが、この規定を廃止したならば日本民族はその社会生活を営むことは不可能である。なぜならば日本人の国民性は欧米人のごとく秩序節制無く、「弊所慄悍にして軽率なる殊に群衆心理脱線の径路を取り結局目的を忘れて狂奔し単に暴挙の為暴挙を為し果て放火強奪殺人の極犯行為を演じて憚」らない、さらに今日下級労働者中には「刑余の無頼者等其の数少なからず」、しかるに何等考慮するところなく治安警察法第十七条を撤廃することは日本の「家運擁護の完全を期」し難い⁽²⁾であった。原首相は某司法官談の如く日本の為政者の中には、かくの如き点に日本の特殊事情を説明する理由としていたかどうかは判らない。しかし、当時の日本の為政者であることは、治安警察法第十七条の廃止は全く考慮しておらず、それが東京砲兵廠の同盟罷業を通じて従来の内務省の適用範囲より拡大されて適用され、同盟罷業をする労働者に厳酷になっても、別段異存を挟むのでもなかった。原は治安警察法第十七条は「労働者並に資本家を保護する法律に付之を廃止する必要なし」という論法により切り抜けようとしていたが、本音はこれを廃止しようとした場合、関連国内法との整合上、また議会においてこれを廃止に持ち込むことは当時至難であると思われたからである⁽³⁾。

この年（大正八年）の初め、床次内相を中心とする一部内務官僚が治安警察法第十七条廃止を決めかけたが、東京工業倶楽部の首脳部を先頭に政財官界の反撃にあい、この案は押し潰された⁽⁴⁾。東京都下十六新聞社の同盟罷業、東京

砲兵工廠の同盟罷業は強烈な恐威を為政者層にあたえ、かれらは新聞社の同盟罷業を転機に逆転攻勢に転じた。原敬は日露戦争から第一次世界大戦を経る過程で成長してきた新興産業の担い手たちの政治面におけるチャンピオンであるが、同時期に抬頭してきた無産労働者層の代表ではない。原はその後も治安警察法第十七条について廃止説が学者間にあるというが、その理由が判らぬとし、暴行、脅迫、煽動、誘惑をしてよいという国はない、同法は労働者のみでなく資本家にも適用するものであるから労働者のみを苛める法律ではない、これを撤廃する理由を認めない、と言いつづけた。⁽⁵⁾ 原の撤廃反対の気持は判るが、その理由とされているところには無理がある。暴行、脅迫、煽動、誘惑を認める国は無いのは当然としても、それは治安警察法第十七条により取締る必要はない。刑法の範囲で十分処理できる問題である。いずれにせよ、東京砲兵工廠同盟罷業により、死せる治安警察法第十七条が完全に復活した。一時は、当該条項の撤廃すら審議していた床次内相も十月末には同盟罷業は誘惑煽動が行われ易いから第十七条はいま暫くこれを存置する要ありとした。⁽⁶⁾ 床次内相は原首相の信望厚き大臣として、いまや治安警察法第十七条の存置論者に転身した。

- (1) 「帝国の労働対策／治安警察法第十七条存置の理由」（『東京日日新聞』大正八年十月十一日）。
- (2) 「十七条の存続／某司法官談」（『東京朝日新聞』大正八年十月二十日）。前掲『日本労働年鑑』大正9年版「八七二頁にこの某司法官談を『東京朝日新聞』の「10・15」とあるが、それは誤りである。
- (3) 前掲『原敬日記』5「一六九頁。大正八年十一月一日の日記参照。
- (4) 拙稿「労働者と知識人——治安警察法第十七条をめぐる——」（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第63巻第12号平成2年12月）。
- (5) 大正八年十一月十三日、西下した原が大坂毎日新聞記者に語った車中談で前掲『日本労働年鑑』大正9年版「八八一—二頁。
- (6) 「労働組合方針／床次内相説明」（『東京朝日新聞』大正八年十月二十六日）。